

別紙 2

看護師等就労環境改善施設整備費補助金 Q & A

Q 既に着工している事業、補助内示前の時期に着工する予定の事業は対象となるか？

A 対象にはなりません。

補助内示決定後に着工する事業のみが補助の対象です。

着工には、工事請負業者選定や契約を含みます。

Q 建物と同時に整備する備品類や機器類は補助の対象となるか？

A 対象にはなりません。

この補助金の対象は施設に対する工事費です。

Q 工事請負業者との契約手続はどのように行うのか？

A 県においては、競争性や公平性を確保するため一般競争入札を行っています。

事業実施者（病院）と請負業者との契約になりますが、補助金（公金）が充てられるため、県の手続にならい、一般競争入札を原則としていただきます。

Q 補助を受けて整備した部屋を別の用途の部屋に転用することは可能か？

A 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならないことになっています。

承認を受けた上で、補助金を返還していただくことになります。